

川口市産業労働行政審議会規則

平成31年3月28日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市産業労働行政審議会条例（平成31年条例第38号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、川口市産業労働行政審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 条例第3条に規定する審議会の委員の定数の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 知識経験者 5人以内
- (2) 産業関係団体を代表する者 10人以内
- (3) 勤労者を代表する者 5人以内

(部会の設置等)

第3条 条例第8条の規定による部会の設置及び調査審議事項は、審議会の議決により定める。

(会議録の作成)

第4条 会長及び部会長は、会議を開催したときは、会議の日時及び場所、出席委員の氏名、会議の概要その他必要な事項を記載した会議録を作成するとともに、会長にあつては、必要に応じて市長に報告するものとする。

2 会議録には、会長又は部会長及びその指名する出席委員1人が署名しなければならない。

(答申等)

第5条 審議会は、市長の諮問に対する答申又は意見の具申をする場合において、特に必要があると認めるときは、審議過程における参考意見、附帯意見その他行政執行上配慮すべき事項を答申書又は意見書に併記するものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。